



令和5年度(2023年度) 広島市職員採用試験(職務経験者対象)受験案内

広島市人事委員会

第1次試験(適性検査(SPI3)) 令和5年8月25日(金)～9月7日(木)

申込受付期間 7月31日(月) 午前9時～8月14日(月) 午後5時

※インターネットにより申し込んでください(5ページ参照)。

- ☆ 令和5年度の広島市職員採用試験(職務経験者対象)の第1次試験は、これまで実施していた教養試験に代わり、適性検査(SPI3)により実施します。
- ☆ 職務経験者対象の試験区分で申し込んだ人は、就職氷河期世代対象の試験区分で重複して申し込むことはできません。
- ☆ 試験区分「行政事務」について、新たに「行政事務(デジタル)」の区分を設けました。
- ☆ 広島市職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、経費は市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いします。

広島市では、会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、採用後広島市の中堅職員としてすぐに活躍できるバイタリティあふれる人材を求めています。

1 試験区分、採用予定数等

試験区分		採用予定数	職務概要
行政事務	行政事務	15名程度	会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、様々な重要課題に的確に対応していくための施策を企画・立案・実施するなど、行政事務に、即戦力として従事します。
	行政事務(デジタル)		会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、主にデジタル技術を活用した施策の企画・立案に係る業務、情報システムの構築・運用保守に係る業務のほか、上記の行政事務の職務に、即戦力として従事します。
社会福祉		5名程度	会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、福祉に関する相談・援助、生活保護等の業務に、即戦力として従事します。
土木		5名程度	会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、土木工事の設計・施工監理、都市計画、道路計画、土地区画整理事業、開発行為の規制等、都市基盤を造る業務に、即戦力として従事します。
建築		若干名	会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、建築物の許可等の建築指導、公共施設の建築工事の設計・施工監理、市営住宅の建設・管理、都市計画、都市デザイン、まちづくり計画、市街地再開発事業、開発行為の規制等の業務に、即戦力として従事します。
電気		若干名	会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、公共施設の電気設備工事の設計・施工監理、清掃工場や水資源再生センター、浄水場等の電気設備の整備・管理等の業務に、即戦力として従事します。
機械		若干名	会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、公共施設の機械設備工事の設計・施工監理、清掃工場や水資源再生センター、浄水場等の機械設備の整備・管理等の業務に、即戦力として従事します。

(注) 採用予定数は変更する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(9)までの全ての要件を満たす人

- (1) 昭和38年4月2日以降に生まれた人（令和6年4月1日現在で61歳未満、学歴不問）
- (2) 職務経験が通算して5年以上ある人（令和5年6月30日現在）
- ※ 「職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、自営業者等として各企業・団体等で2年以上継続して就業していた期間や、青年海外協力隊等で2年以上継続して活動していた期間が該当します。正社員以外の雇用形態（契約社員、派遣社員、アルバイト等）でも週28時間45分以上の勤務を2年以上継続して就業していた期間は該当します。
 - ※ 職務経験期間には、育児休業、介護休業、退職等で、実際に職務に従事していなかった休業期間は含みませんが、産前・産後休業は含みます。また、休業期間があった場合、勤務先が同一で、雇用契約が継続していれば、前後の就業期間を継続しているものとみなします。
 - ※ 契約社員や派遣社員の場合、同一の勤務先において、週28時間45分以上の勤務を2年以上継続して就業していた期間は、職務経験期間として通算できます。また、派遣期間終了後に引き続き同一の勤務先に正社員や契約社員等として雇用された場合、派遣期間と正社員や契約社員等として雇用された期間とを合わせて、継続する期間とみなします。
 - ※ 職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りします。
 - ※ 最終合格発表後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。
- (3) 試験区分「行政事務」のうち「行政事務（デジタル）」については、デジタル技術に関連した職務経験が通算5年以上ある人（令和5年6月30日現在）
- (注) デジタル技術に関連した職務経験であることが分かるように、申込書の職務経歴の職務内容欄に、職務内容を具体的に記載してください。なお、関連した職務経験に該当するかどうかの判断に当たっては、前記1の表の職務概要についての記載及び「よくある質問」（8ページ参照）も参考にしてください。
- (4) 試験区分「社会福祉」については、次の①又は②のいずれかに該当する人
- ① 社会福祉主事への任用資格を有する人で社会福祉に関連した職務経験が通算5年以上（令和5年6月30日現在）ある人
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士
- (注) ア 社会福祉主事への任用資格、社会福祉士又は精神保健福祉士は、申込時点で必要な資格であり、取得見込みの場合は、該当しません。
- イ 社会福祉主事への任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。
- (ア) 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業すること
 - (イ) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること
 - (ウ) 社会福祉士又は精神保健福祉士
- ウ ①を受験資格とする場合は、関連した職務経験であることが分かるように、申込書の職務経歴の職務内容欄に、職務内容を具体的に記載してください。なお、関連した職務経験に該当するかどうかの判断に当たっては、前記1の表の職務概要についての記載も参考にしてください。
- また、最終合格発表後、社会福祉主事への任用資格の有無を確認するため、資格取得に関する書類（卒業証明書及び成績証明書等）の写しを提出していただきます。
- エ ②を受験資格とする場合は、第2次試験受験時に、資格取得に関する書類（登録証）の写しを提出していただきます。
- (5) 試験区分「土木」・「建築」・「電気」・「機械」については、次の①又は②のいずれかに該当する人
- ① 各試験区分に関連した職務経験が通算5年以上ある人（令和5年6月30日現在）
 - ② 下表の各試験区分の資格要件を有する人（申込時点で必要な資格要件であり、取得見込みの場合は該当しません。）

試験区分	資格要件
土木	技術士（建設部門、上下水道部門又は総合技術監理部門（選択科目は建設部門又は上下水道部門に限る。)) 又は技術士補（建設部門又は上下水道部門）
建築	一級建築士又は二級建築士
電気	技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目は電気電子部門に限る。))、技術士補（電気電子部門）、 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者又は1級電気工事施工管理技士
機械	技術士（機械部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目は機械部門又は衛生工学部門に限る。))、 技術士補（機械部門又は衛生工学部門）又は1級管工事施工管理技士

- (注) ア ①を受験資格とする場合は、関連した職務経験であることが分かるように、申込書の職務経歴の職務内容欄に、職務内容を具体的に記載してください。なお、関連した職務経験に該当するかどうかの判断に当たっては、前記1の表の各試験区分に係る職務概要についての記載も参考にしてください。
- イ ②を受験資格とする場合は、第2次試験受験時に、資格取得に関する書類（登録証、登録証明書、免許証、免許証明書等）の写しを提出していただきます（技術士の総合技術監理部門で登録を受けている人は、資格取得に関する書類は登録証明書に限ります。）。
- (6) 次のいずれかに該当する人（令和6年3月までに取得見込みの人を含む。）
- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- (7) 次のいずれにも該当しない人
- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により、地方公務員となることができない人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (8) 申込時点において広島市職員（任期の定めのない職員に限る。）ではない人
- (9) 今年度の広島市職員採用試験（就職氷河期世代対象）に申込みをしていない人

3 試験の日程及び試験内容等

(1) 試験の日程及び試験内容

	日時・場所	試験項目・内容		合格発表日
第1次試験	8月25日(金)～9月7日(木) において各受験者が選択する 日時 テストセンター ※1	適性検査 (SPI3)	〈基礎能力検査〉 言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力 等の基礎能力についての検査 [約35分] 〈性格検査〉 職務遂行に必要な適性についての検査 (面接試験 等の参考資料とし、配点はありません。) [事前に自宅等で受検、約30分]	9月29日(金) 午前9時頃
		エントリー シート	これまでの職務経験、志望動機等について記述 (申込時に提出)	
第2次試験	10月14日(土)、15日(日)、 21日(土)、22日(日)、 28日(土)、29日(日) のいずれか1日 広島市役所本庁舎 ※2	小論文試験	文章による表現力等についての筆記試験 [1時間で約1,000字]	11月2日(木) 午前9時頃
		面接試験	主として人物、識見等についての個別面接	
第3次試験	11月25日(土)、26日(日)、 12月2日(土)、3日(日) のいずれか1日 広島市役所本庁舎 ※3	面接・ プレゼン テーション 試験	プレゼンテーション試験は、あらかじめ指定され た課題について、その解決方策の提案等を発表す る試験です。進め方、注意事項及び課題は、第2 次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。 プレゼンテーション試験に引き続き個別面接を行 います。	12月8日(金) 午前9時頃
		集団討論 試験	一つのテーマについて8人程度のグループで討論 [討論時間30分間]	

※1 適性検査(SPI3)のうち基礎能力検査の受検に当たっては、8月中旬頃に送信する「SPI3受検依頼メール」を確認の上、希望する日時・会場(テストセンター)を事前に選択してください。所定の期間内に受検できなかった場合は、第1次試験を受けなかったものとみなします。会場は混みあうことが予想されますので、余裕をもって受検日を予約してください。

適性検査(SPI3)のうち性格検査は、テストセンターではなく、自宅等で事前に受検してください(6ページの5「第1次試験(適性検査(SPI3))の流れ」参照)。受検していない試験項目がある場合は、第1次試験を受けなかったものとみなします。

※2 第2次試験の集合日時・場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

※3 第3次試験の集合日時・場所等は、第2次試験の合格者に通知します。

(2) 試験合格発表について

合格者の受験番号を市役所本庁舎1階市民ロビー入口に掲示(掲示期間は1週間程度)するとともに、広島市職員採用情報サイト(8ページの問合せ先参照)に掲載します。

第1次試験については、合格者に「合格通知書」を送付しますが、不合格者への通知は行いません。第2次試験、第3次試験については、受験者全員に結果を通知します。なお、電話での可否の問合せにはお答えできません。

(3) 配点について

(単位：点)

試験区分	第1次試験		第2次試験		第3次試験		合計
	適性検査 (SPI3)	エントリー シート	面接試験	小論文試験	面接・プレゼン テーション試験	集団討論試験	
全区分共通	100	200	300	200	400	200	1400

(注) 第1次試験は、適性検査(SPI3)とエントリーシートの総合成績により合格者を決定します。第2次試験及び第3次試験は、それまでの試験の成績を総合して合格者を決定します。

ただし、第1次試験から第3次試験までの各試験において、各試験項目の成績が一定基準に達しない場合は、不合格となります。

(4) 試験成績の通知

最終合格者を除き、希望者に対して不合格時点での**総合順位及び合計得点**をお知らせします。「申込書（受験番号入り）等の発行通知」（6ページ参照）送信時に案内する「成績照会書」により請求してください。

4 申込方法及び受付期間 ※ インターネットにより申し込んでください。

＜申込受付期間：7月31日（月）午前9時～8月14日（月）午後5時＞

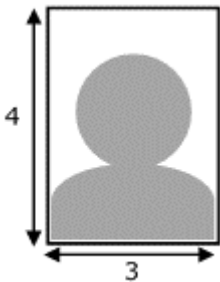
広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップ画面の『市政』⇒『市政運営・行政改革』⇒『職員採用』⇒『広島市職員採用情報サイト』にアクセスし、詳しい申込方法を確認して申込みをしてください。

＜注意事項＞

- (1) 申込時にエントリーシートの各項目についても入力する必要があります。
- (2) 申込受付期間中は24時間いつでも申込みできますが、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、時間に余裕をもって申込みをしてください。
- (3) 携帯電話（フィーチャーフォン）からは動作を保証できませんので、必ずパソコン又はスマートフォンを利用して手続きをしてください。なお、パソコン、スマートフォンであっても機種や環境等により利用できない場合があります。
- (4) 人事委員会事務局からのメールを受信できなかった場合、適性検査（SPI3）を受検できません。電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いません。
- (5) 受験者本人の顔写真のデータを登録する必要があります。

＜顔写真の登録時の注意事項＞

【顔写真イメージ（良い例）】



次に掲げる注意事項を参照して顔写真のデータを登録してください。

- ・ 最近3か月以内に撮影した写真
- ・ 添付できるデータ形式は「jpeg、jpg、png、gif」のみ
- ・ データ容量は、3MB以内
- ・ 縦横比は、おおむね4：3
- ・ 正面向き・脱帽・無背景・影の無いもの・上半身が写っているもの

（注）登録した写真は、申込確認画面の「PDFプレビュー」で事前に必ず確認してください。

（注）登録するデータの縦横比や向きがあっていない場合、以下のように申込書にうまく反映されないことがありますので、注意してください。また、全身ではなく、上半身のみが写っている写真にしてください。

【顔写真イメージ（悪い例）】



縦横の比率があっていないもの



写真が横向きになっているもの



全身写真になっているもの

＜その他＞

- (1) エントリーシートの各項目に入力がなかった場合は、申込みが無効となることがあります。
- (2) 申込みは、一つの試験区分に限ります。申込後の試験区分の変更（「行政事務」・「行政事務（デジタル）」との間の変更を含む。）はできません。
- (3) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合や、受験資格がないことが判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。
- (4) 車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。
- (5) 受験に際して提出された申込書等は一切返却しません。なお、申込書等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用し、他の目的では使用しません。

5 第1次試験（適性検査（SPI3））の流れ

(1) 「申込書（受験番号入り）等の発行通知」及び「SPI3受検依頼メール」を受信【パソコン又はスマートフォン】

8月18日（金）頃に登録されたメールアドレス宛てに「申込書（受験番号入り）等の発行通知」及び「SPI3受検依頼メール」を送信します。

※ メールが届かない場合は、8月23日（水）までに人事委員会事務局任用課へ連絡してください（8ページの問合せ先参照）。



(2) テストセンター会場の仮予約【パソコン又はスマートフォン】

「SPI3受検依頼メール」本文に記載されたURLにアクセスし、画面に従って、選択可能な日時・会場から、都合の良い日時及びテストセンター会場を仮予約してください。

※ 初めてテストセンターを利用する場合は、「テストセンターID」を取得する必要があります。SPI3ホームページ（<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>）の「よくある質問」→「1. テストセンターID取得」の欄を参照してください。



(3) SPI3「性格検査」の受検【自宅等で受検】

自宅等のパソコン又はスマートフォンで「性格検査」を受検してください。

※ 「性格検査」の受検が完了すると、テストセンター会場での受検予約が確定します。なお、指定された期限までに「性格検査」の受検が完了しない場合、受検予約は自動的にキャンセルされます。



(4) SPI3「基礎能力検査」の受検【(2)で予約したテストセンター会場で受検】

(2)で予約した日時・テストセンター会場で「基礎能力検査」を受検してください。

※ SPI3に関する注意点や、持参物、テストセンター会場情報等については、SPI3ホームページを参照してください。

【テストセンターヘルプデスク】※テストセンターに関する問合せ先

TEL：0570-081818

受付時間：9：00～18：00（土日祝日を含む。）

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登録されます。この名簿の有効期間は、原則として令和7年3月31日までです。
- (2) 採用は、原則として令和6年4月1日で、名簿に基づき、任命権者（市長）が順次採用者を決定します（例年、最終合格者は辞退した場合を除いて全員採用されています。）。
- (3) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和6年3月までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (4) 採用後、広島市と関連のある公益的法人等に派遣される場合があります。
- (5) 採用は全て条件付で、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 給与等

- (1) 初任給は、令和5年4月1日現在で、地域手当を含めておおむね右表のとおりですが、各人の職務経験年数及びその職務内容に応じてこの額は変わります。

右表はあくまでも目安であり、同じ年齢、経験年数でも、職務内容等によって同じ金額になるとは限らず、初任給の額を保証するものではありませんので御了承ください。

採用時の年齢が60歳を超える場合は、初任給月額に7割を乗じた金額になります。

このほかに、支給条件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が支給されます。

なお、採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

採用時の年齢	職務経験	初任給
35歳	10年	約259,000円
45歳	20年	約294,400円
55歳	30年	約322,800円

※ 22歳で大学を卒業した場合の例です。
※ 試験区分による違いはありません。

- (2) 採用時の職位は、「主事」又は「技師」となります（役付職ではなく一般職です。）。
- (3) 勤務時間は原則として1日7時間45分、1週間平均38時間45分です。
- (4) 市役所は庁舎内全面禁煙です。

参考 日本国籍を有しない職員の担当業務等について

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、広島市では、外国籍の職員は次のような業務に就くことができません。

1 公権力の行使にあたる業務

- ・ 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- ・ 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
- ・ 市民に対して強制力をもって執行する業務

【業務の具体例】

職種	就くことができる業務	就くことができない業務
行政事務	庶務、経理、広報、市民相談、統計調査・分析、産業振興、まちづくりの推進、企画など	市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定など
社会福祉	児童問題に係る相談、福祉関係手当等の支給など	要保護児童等に対する措置の決定、生活保護の決定など
土木	道路工事・下水道工事の計画・設計・監督など	開発行為の監視・規制等、再開発事業・区画整理事業の推進など
建築	学校・文化・福祉施設等の公共施設建築工事の設計・監督など	建築物の建築確認、違反建築物の是正指導など
電気・機械	清掃工場・上下水道関連施設等の公共施設の設計・監督・維持管理など	民間の建築設備の指導など

2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画、立案、決定等に関与することで、原則として、専決権を有する職（ライン職）で課長級以上の職が該当します。

※緊急時（自然災害等）の対応について

自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、広島市職員採用情報サイト（8ページの間合せ先参照）でお知らせするとともに、「おしえてコールひろしま」（広島市コールセンター 082-504-0822（午前8時から））でも情報提供を行います。

令和4年度に出題した小論文試験・集団討論試験の課題（一部）

○ **小論文試験（1時間、約1,000字）**

- ・ 近年、自治体においてDX（※）の推進に取り組む事例が多く見受けられる。こうした状況の背景について考察した上で、あなたの試験区分を踏まえ、DXによる行政サービス向上等のための具体的な方策について、意見を述べよ。
※DX：デジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術を活用し、人々の生活や世の中の仕組みをより良い方向に変革するという概念のこと

○ **集団討論試験（討論時間30分間）**

- ・ 近年、企業や自治体において、フリーアドレスオフィス（※）を導入する事例が見受けられる。フリーアドレスオフィスを導入するメリットとデメリットを考察・整理した上で、自治体においてフリーアドレスオフィスを導入する場合の効果的な方法について討論し、グループとしての考えをまとめなさい。
※フリーアドレスオフィス：固定席を設定せず、職員1人1人が自分の働き方に合ったスペースを自由に選択できるオフィスの利用形態のこと。

※ 課題の詳細については、広島市職員採用情報サイト（8ページの間合せ先参照）に掲載しています。サイトを見ることができない人へは、人事委員会事務局任用課で、サイトから出力したものをお渡しすることができます。

よくある質問

Q 試験区分「行政事務」のうち、「行政事務（デジタル）」で申込みをした場合と「行政事務（行政事務）」で申込みをした場合とはどう違うのですか。

A 申込時に「行政事務（デジタル）」を選択した場合、主にデジタル技術を活用した施策の企画・立案に係る業務、情報システムの構築・運用保守に係る業務などに従事します。ただし、「行政事務」としての採用になるため、それらの業務に限らず、幅広く行政事務全般に従事する場合があります。

なお、「行政事務（デジタル）」と「行政事務」は、それぞれで採用予定数を設定しておらず、同一内容で試験を実施しますので、採用試験においてどちらかが有利になることはありません。

Q 「行政事務（デジタル）」の受験資格であるデジタル技術に関連した職務経験とは具体的にどのような職務が該当しますか。

A デジタル技術に関連した職務の例として、デジタルに係る技術や知識を用いて行う、①情報システム・ネットワークの構築・運用保守又はそれらのプロジェクトマネジメントに関する職務 ②デジタル技術を活用した事業の企画・立案・支援 ③情報システムやソフトウェア導入に係る販売・営業に関する職務等が該当します。

Q 顔写真のデータがうまく登録できているか不安です。

A 登録した写真は、申込確認画面の「PDFプレビュー」で事前に必ず確認してください（5ページ参照）。

Q 受験番号が分かりません。

A 受験番号は、8月中旬頃に発行する「申込書」（受験番号が付与されたもの）及び「SPI3受検依頼メール」の本文で確認できます。

Q 自宅にパソコンがなく、インターネットでの申込みができないのですが、郵送や持参による申込みはできませんか。

A パソコンのほか、スマートフォンから申込みができます。
郵送や持参による申込みは受け付けませんので、御了承ください。

Q 第2次試験、第3次試験の具体的な日程を教えてください。

A 各試験の試験日程は、4ページを御覧ください。なお、具体的な日程などの試験の詳細は、合格通知に記載してお知らせします。

Q 最終合格したら、必ず採用されますか。

A 例年、最終合格者は辞退した場合を除いて全員採用されています（6ページ参照）。

申込み・問合せ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 中区役所7階

広島市人事委員会事務局任用課

TEL (082) 504-2522 (直通)

FAX (082) 504-2590

e-mail jinjiin@city.hiroshima.lg.jp



広島市職員採用情報サイトは、広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップ画面の『市政』⇒『市政運営・行政改革』⇒『職員採用』⇒『広島市職員採用情報サイト』